日本標準産業分類第14回改定に対する国・地方公共団体等からの意見に際する改定原案への反映

]	o 提出元	大分類	分類番号等	内容	意 見 等	理由	担当回	対応省庁	対 応 案	対応案とする理由
	0 総務省	C 鉱業,採 石業,砂利 採取業	С	総説	大分類C 鉱業,採石業,砂利採取業と他産業との関係 (5)「ただし、採石現場で行うものは本分類に含まれる。」書きについて、考え方、判断基準等がより明確になるように記載していただきたい。	_	第4回	経済産業省	判断基準の明確化を図るための修正を行った。	採石現場において捆採された岩石について一貫して行われる(他所から購買した岩石でない)ものに限定されるということを明確化するために修正を行うこととした。
	1 総務省	C 鉱業,採 石業,砂利 採取業	С	総説	「~及びこれらの選鉱その他の品位向上処理を行う事業所 が分類される。」とあるが、「品位向上処理」について明確 にしていただきたい。	どの程度の処理までが「C」に該当するのか曖昧な表現なため。	第4回	経済産業省	現行案どおりの記載内容とする。	「鉱業, 採石業, 砂利採取業」の生産物に対する「選鉱 その他の品位向上処理」については、「選鉱」が、日本産 業規格(IIS)の「鉱山用語(IISM0102)」において定義さ れているが、「選鉱」以外にも、掘採・採取される鉱種ごと に異なる処理がが行われ、かつ、処理内容も多岐にわた る場合もある等の理由から、現行案を維持することとし た。